第23号様式（第50条関係）

許可番号 第　805 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都西東京市北町５丁目９－４
氏名　株式会社五美清掃
　　代表取締役 小早川　輝明
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年11月26日

杉並区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　普通ごみ、廃家電

2　事業の区分　　収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4　作 業 場 所　　杉並区の区域内

5　許 可 期 間　　令和8年12月1日　から
令和10年11月30日　まで

6　許可の条件
　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１１項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。
特定家庭用機器廃棄物の運搬先である、「特別区内の指定引取場所」については、「運搬」の許可を有する区に所在する指定引取場所に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。